

池田町工事請負契約約款

(総則)

- 第1条 発注者（以下「甲」という。）および請負者（以下「乙」という。）は、契約書（別紙の工事請負契約書をいう。以下同じ。）およびこの約款（以下「契約書等」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本の法令を遵守し、契約（契約書記載の工事（以下「工事」という。）の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 乙は、工事を工期内に完成し、工事の目的物（以下「工事目的物」という。）を甲に引き渡すものとし、甲は、その請負代金を支払うものとする。
- 3 仮設および施工の方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）について、この約款および設計図書に特別の定めがない場合には、乙は、その責任において工事を施工するものとする。
- 4 乙は、契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除は、書面により行わなければならない。
- 6 契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 契約書等に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるとおりとする。
- 9 契約書等および設計図書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）および商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 10 契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 契約に係る訴訟の管轄裁判所は、日本国における専属的合意による裁判所とする。
- 12 乙が共同企業体を結成している場合において、甲は、契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は、甲に対して行う契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連工事の調整)

- 第2条 甲は、乙の施工する工事および甲の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行う。ただし、第9条の監督職員を置いたときは、当該職員がこれを行うものとする。
- 2 前項の場合において、乙は、甲または監督職員の調整に従い、第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(工程表の提出)

- 第3条 乙は、契約の締結後7日以内に、設計図書に基づいて工程表を作成し、甲に提出しなければならない。
- 2 工程表は、甲および乙を拘束するものではない。
- (契約の保証)

- 第4条 乙は、契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、随意契約により契約を締結する場合において、乙が契約を履行しないこととなるおそれがないと甲が認めるときは、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 国債、地方債その他甲が確実に認める有価証券の提供

(3) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、その他の甲が確実に認める金融機関または保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証および当該保証証券の甲への寄託

(5) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結および当該保険証券の甲への寄託

- 2 前項各号の保証に係る契約保証金の額、有価証券の価額、保証金額または保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。

- 3 第1項の規定により、乙が同項第2号または第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号または第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 4 甲は、請負代金額が増額された場合には、保証の額が増額後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の増額を乙に請求することができ、乙は、請負代金額が減額された場合には、保証の額が減額

後の請負代金額の10分の1に達するまで、保証の額の減額を甲に講求することができる。ただし、増額され、または減額された額が契約における当初の請負代金額の100分の30を超えない場合にはこの限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第5条 乙は、契約により生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、工事目的物ならびに工事材料(工事製品を含む 以下同じ)のうち第13条第2項の検査に合格したものおよび第37条第3項の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に譲渡し、貸与し、または抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請負の禁止)

第6条 乙は、工事の全部もしくはその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

(下請負人の通知)

第7条 甲は、乙に対して、下請負人の商号または名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第8条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかったときは、甲は、乙がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督職員)

第9条 甲は、監督職員を置いたときは、その氏名を乙に通知しなければならない。監督職員を変更したときも同様とする。

2 監督職員は、この約款の他の条項に定めるものおよびこの約款に基づく甲の権限とされる事項のうち甲が必要と認めて監督職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての乙もしくは乙の現場代理人に対する指示もしくは承諾または乙もしくは乙の現場代理人との協議

(2) 工事の施工のための設計図書に基づく詳細図等の作成および交付または乙が作成した詳細図等の承諾

(3) 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査または工事材料の試験もしくは検査(確認を含む。第13条において同じ。)

3 甲は、2名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつてはそれぞれの監督職員の有する権限の内容を、監督職員にこの約款に基づく甲の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を乙に通知しなければならない。

4 第2項の規定による監督職員の指示または承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

5 甲が監督職員を置いたときは、この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾および解除については、設計図書に別段の定めがあるものを除き、当該職員を経由して行うものとする。この場合においては、その旨を記載した書面が当該職員に到達した日をもって甲に到達したものとみなす。

6 甲が監督職員を置かないときは、この条およびこの約款の他の条項に定める監督職員の権限は、甲に帰属する。

(現場代理人および主任技術者等)

第10条 乙は、次に掲げる者を定めて工事現場に配置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 主任技術者(建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。)または監理技術者(建設業法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。)で同法第26条第3項に該当する場合は専任の者とする。ただし、同法第26条第4項の工事に該当する場合は監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者とする。

(3) 専門技術者(建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、工事現場は常駐し、その運営および取締りを行うほか、現場代理人が契約の履行に関し契約に基づく乙の権限を行使した場合においては、請負代金額の変更、請負代金の請求および受領、第12条第1項の規定による請求の受理、同条第3項の規定による決定および通知ならびに契約の解除に係る権限を乙が行使した場合を除き、乙が権限を行使したものとみなす。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締りおよび権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保され

ると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 乙は、第2項の規定にかかわらず、契約に基づく権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を甲に通知しなければならない。

5 現場代理人、主任技術者または監理技術者および専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第11条 乙は、設計図書に定めるところにより、契約の履行に係る計画、状況等について甲に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第12条 甲は、現場代理人がその職務（主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 甲または監督職員は、主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工または管理につき著しく不相当と認めるときは、乙に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 乙は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を甲に通知しなければならない。

4 乙は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認めるときは、甲に対して、その理由を明示して、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を決定し、請求を受けた日から10日以内に、その結果を乙に通知しなければならない。

(工事材料の品質および検査等)

第13条 工場材料の品質については、設計図書に定めるところによる。ただし、設計図書にその品質が明示されていない場合にあっては、中等の品質を有するものとする。

2 乙は、設計図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。

3 監督職員は、乙から前項の検査を請求されたとき

は、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

4 乙は、工事現場内に搬入した工事材料（次項の工事材料を除く。）を監督職員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。

5 乙は、第2項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から7日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督職員の立会いおよび工事記録の整備等)

第14条 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上調査し、または調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、立会いを受けて調査し、または見本検査に合格したものを使用しなければならない。

2 乙は、設計図書において監督職員の立会いの上施工するものと指定された工事については、立会いを受けて施工しなければならない。

3 乙は、前2項に規定するもののほか、甲が特に必要があると認めて設計図書において見本または工事写真等の記録（以下この条において「見本等」という。）を整備すべきものと指定した工事材料の調査または工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

4 監督職員は、乙から第1項の立会いもしくは見本検査または第2項の立会い（次項において「立会い等」という。）を請求されたときは、請求を受けた日から7日以内に応じなければならない。

5 前項の場合において、監督職員が正当な理由なく乙の請求に応じないため、工事の工程に支障を来すおそれがあるときは、乙は、当該職員に通知した上、立会い等を受けることなく、工事材料を調査して使用し、または工事を施工することができる。この場合において、乙は、工事材料の調査または工事の施工を適切に行ったことを証する見本等を整備し、監督職員の請求があったときは、請求を受けた日から7日以内に提出しなければならない。

6 第1項、第3項または前項の場合において、見本検査または見本等の整備に直接要する費用は、乙の負担とする。

第17条 乙は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督職員がその改造を請求したときは、請求に従わなければならない。この場合において、甲は、当該不適合が監督職員の指示によるときその他甲の責めに帰すべき事由によるとき、または必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

2 監督職員は、乙が第13条第2項または第14条第1項から第3項までの規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。

3 前項に規定するほか、監督職員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前2項の場合において、検査および復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

(条件変更等)

第18条 乙は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督職員に通知し、当該事実の確認を請求しなければならない。

(1) 図面、仕様書、現場説明書または現場説明に対する質問回答書の指示する内容が一致しないこと。

(これらの優先順位が定められている場合を除く。)

(2) 設計図書に誤びゅうまたは脱漏があること。

(3) 設計図書の表示が明確でないこと。

(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しないこと。

(5) 設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じたこと。

2 監督職員は、前項の規定による確認を請求されたとき、または自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、乙の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、乙が立会いに応じない場合には、乙の立会いを受けずに行うことができる。

3 甲は、乙の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）を取りまとめ、調査の終了後14日以内に、これを乙に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ乙の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

4 甲は、第2項に規定する調査により第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、甲は、設計図書の訂正または変更を行わなければならない。ただし、第1項第4号または第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないものについては、乙と協議しなければならない。

5 甲は、前項の規定により設計図書の訂正または変更を行う場合には、乙にその内容を通知して、これを行うものとする。この場合において、必要があると

認められるときは工期または請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第19条 甲は、前条に規定するもののほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を乙に通知して、これを変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができないこと等のため、または暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的もしくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて乙の責めに帰すことができないものにより工事材料、工事目的物等に損害が生じ、もしくは工事現場の状態が変動したため、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事を中止する旨およびその内容を直ちに乙に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させなければならない。

2 甲は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事を中止する旨およびその内容を乙に通知して、工事の全部または一部の施工を中止させることができる。

3 甲は、前2項の規定により工事の施工を中止させた場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、乙が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(乙の請求による工期の延長)

第21条 乙は、天候の不良、第2条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他乙の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示して、甲に工期の延長を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。この場合において、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、請負代金額について必要と認められる変更を行い、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(甲の請求による工期の短縮等)

第22条 甲は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮を乙に請求することができる。

2 甲は、この約款の他の条項の規定により工期を変更すべき場合において、特別の理由があるときは、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。

3 甲は、前2項の場合において、必要があると認めるときは請負代金額を変更し、乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第23条 この約款の規定による変更後の工期については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、工期の変更事由が生じた日(当該変更が甲または乙の請求または通知による場合にあつては、その請求または通知が相手方に到達した日)から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第24条 この約款の規定による変更後の請負代金額については、次条の規定によるほか、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が請負代金額の変更事由が生じた日(当該変更が甲または乙の請求または通知による場合にあつては、その請求または通知が相手方に到達した日)から14日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

3 この約款の規定により、乙が増加費用を必要とし、または損害を受けた場合に甲が負担する費用の額については、甲乙協議して定める。

(賃金または物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲または乙は、工期内で契約の締結の日から12月を経過した日後に日本国内における賃金水準または物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲または乙は、特別の要因により前項に規定する日後に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったと認めるときは、前項または次項の規定によるほか、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができ

る。

3 甲または乙は、予期することのできない特別の事情により、第1項に規定する日後に日本国内において急激なインフレーションまたはデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったと認めるときは、前2項の規定にかかわらず、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

4 甲または乙は、第1項の規定による請求があつたときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に対応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の賃金または物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に対応する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

5 前項の変動前残工事代金額および変動後残工事代金額は、請求のあつた日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

6 第2項および第3項の場合において、変更後の請負代金額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、甲が定め、乙に通知する。

7 第5項および前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、第1項から第3項までの規定による請求を行った日または当該請求を受けた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

8 第1項から第3項までの規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約の締結の日」とあるのは「直前の請負代金額の変更の基準とした日」とする。

(臨機の措置)

第26条 乙は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、乙は、あらかじめ監督職員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合において、乙は、当該措置の内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、乙に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 乙が第1項または前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、

乙が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、甲が負担する。

(一般的損害)

第27条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物または工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項もしくは第2項または第29条第1項に規定する損害を除く。)については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第28条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第50条第1項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。)のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、甲がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、乙が負担する。

3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、甲乙協力してその処理および解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で甲乙双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物または工事現場に搬入済みの工事材料もしくは建設機械器具(以下この条において「工事目的物等」という。)に損害が生じたときは、乙は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を乙に通知しなければならない。

3 乙は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を甲に請求することができる。

4 甲は、前項の規定により乙から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該請求に係る損害の額(乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものおよび第50条第1項の規定により付された

であつて第13条第2項、第14条第1項もしくは第2項または第37条第3項の規定による検査、立会いその他乙の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。以下この条において「損害の額」という。)および損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより算定する。

(1) 工事目的物に関する損害 損害を受けた工事目的物に係る請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2) 工事材料に関する損害 損害を受けた工事材料に係る請負代金額で通常妥当と認められるものとし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3) 仮設物または建設機械器具に関する損害 損害を受けた仮設物または建設機械器具の償却費の額で工事で償却する額として通常妥当と認められるものから損害を受けた時点における工事目的物の評価額に対応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が当該差し引いた額に満たないものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該請求に係る損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害を受けた工事目的物等の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項の規定を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第30条 甲は、第8条、第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条第3項、第21条第2項、第22条第3項、第25条第1項から第3項までもしくは第8項、第26条第4項、第27条、前条第3項、第4項もしくは第6項または第33条第3項の規定により請負代金額を変更すべき場合または費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき額または負担すべき額の全部または一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

2 前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知するものとする。ただし、甲が、請負代金額を増額すべき事由または費用を負担すべき事由が生じた日から7日以内に、協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

(検査および引渡し)

第31条 乙は、工事を完成したときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認めるときは、その理由を乙に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

4 甲は、第2項の検査により工事の完成を確認した後、乙が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちにその引渡しを受けなければならない。

5 甲は、乙が前項に規定する申出を行わないときは、工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時に行うことを請求することができる。この場合において、乙は、当該請求に直ちに応じなければならない。

6 乙は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して再度甲の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。

(請負代金の支払)

第32条 乙は、前条第2項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に、請負代金を支払わなければならない。

3 甲がその責めに帰すべき事由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期間を経過した日から検査をした日までの期間の日数(以下「遅延日数」という。)は、前項に規定する期間(以下「約定期間」という。)の日数に含まれるものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第33条 甲は、第31条第4項または第5項の規定による引渡し前においても、乙の承諾を得て、工事目的物の全部または一部を使用することができる。

2 前項の場合において、甲は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 甲は、第1項の規定に基づき工事目的物の全部または一部を使用したことにより乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(前払金)

第34条 乙は、保証事業会社と、工事の完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第5項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲が別に定めるところにより、請負代金額の10分の4以内の前払金の支払いを甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に、前払金を支払わなければならない。

3 乙は、保証事業会社と第1項の規定に基づく前払金に追加して支払う前払金(以下「中間前払金」という。)に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を甲に寄託して、甲が別に定めるところにより、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払いを甲に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。ただし、第37条および第41条の規定に基づく部分払を請求した後においては、中間前払金の支払いを請求することができない。

4 乙は、前項の中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、甲または甲の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、甲または甲の指定する者は、乙の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を乙に通知しなければならない。

5 乙は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が著しく増額された場合において、その増額後の請負代金額の10分の4(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)から受領済みの前払金額(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは中間前払金を加算した金額。以下同じ。)を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金(第3項の規定による中間前払金を含む。以下同じ。)の支払を甲に請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 乙は、工事内容の変更その他の理由により請負代金額が減額された場合においては、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6)を超えるとときは、乙は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を甲に返還しなければならない。ただし、この項の期間内に第37

条または第 38 条の規定による支払いをしようとするときは、甲は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、乙は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、乙は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。

8 第6項および前項の超過額が相当の額に達し、前払金分使用状況からみて返還することが著しく不適当であると認められるときは、甲乙協議して返還すべき額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

9 甲は、乙が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その返還されない額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還する日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた率（以下「法定率」という。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 乙は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を甲に寄託しなければならない。

2 乙は、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに甲に寄託しなければならない。

3 乙は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、甲に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

第36条 受注者は、前払金をこの工場の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工場において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工場の施工に要する費用に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工場の施工に要する費用に充てられる前払金の上限は、前払金の総額の100分の25とする。

（部分払）

第37条 乙は、工場の完成前に、工場の出来形部分

および工事現場、製造工場等にある工事材料（第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることを指定したものに限る。）に係る請負代金額（以下「請負代金相当額」という。）の10分の9以内の額について、次の各号に掲げる請負代金額の区分に応じ、当該各号に定める回数を超えない回数の部分払を請求することができる。ただし、甲が特に必要と認めた工事については、この限りでない。

(1) 請負代金額が100万円以上500万円未満の場合 1回

(2) 請負代金額が500万円以上1,000万円未満の場合 2回

(3) 請負代金額が1,000万円以上5,000万円未満の場合 3回

(4) 請負代金額が5,000万円以上1億円未満の場合 4回

(5) 請負代金額が1億円以上分場合 5回

2 乙は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分または工事現場、製造工場等にある工事材料の確認を甲に請求しなければならない。

3 甲は、前項の場合において、請求を受けた日から14日以内に、乙の立会いの上、設計図書に定めるところにより前項の確認をするための検査を行い、その結果を乙に通知しなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。

5 乙は、第3項の検査により甲の確認を受けたときは、部分払を請求することができる。この場合において、甲は、請求を受けた日から14日以内に、部分払をしなければならない。

6 前項の部分払の額は、次の式により算定する。
部分払の額 ≤ 請負代金相当額 × (9 / 10 - 前払金額 / 請負代金額)

7 前項の請負代金相当額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第5項の規定による請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

8 甲が第5項の規定により部分払をした後、乙が再度部分払の請求をする場合においては、第6項および前項の規定中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」として第2項から第6項までの規定を適用する。

(部分引渡し)

第38条 第31条および第32条の規定は、工事的物について、設計図書において工事の完成に先だって引渡しを受けるべきことを甲が指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、工事が完了した指定部分の引渡しについて準用する。この場合において、第31条第1項、第2項、第4項および第6項の規定中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、同条第2項、第4項および第5項の規定中「工事的物」とあるのは「指定部分に係る工事的物」と、同条第5項および第32条第1項および第2項の規定中「請負代金」とあるのは「指定部分の引渡しに係る請負代金」と読み替える。

2 前項の規定において準用する第32条第1項の規定により請求することができる指定部分の引渡しに係る請負代金額は、次の式により算定する。

指定部分の引渡しに係る請負代金額：指定部分に係る請負代金額×(1-前払金額/請負代金額)

3 前項の指定部分に係る請負代金額は、甲乙協議して定める。ただし、甲が第1項において準用する第32条第1項の請求を受けた日から14日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第39条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の

限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

年度	円
年度	円
年度	円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

年度	円
年度	円
年度	円

3 甲は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額および前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る契約の前払金および中間前払金の特則)

第40条 第34条および第35条の規定は、債務負担行為に係る契約の前払金および中間前払金について準用する。この場合において、第34条第1項中「工事的物の完成の時期」とあるのは「工事的物の完成の時期(最終の会計年度以外の会計年度にあっては、各会計年度末)」と、第34条第3項から第5項までおよび第35条第2項の規定中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額(前会計年度末における第37条第1項に規定する請負代金相当

額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超えた額を控除した額」と読み替える。ただし、契約を締結した会計年度(以下「契約会計年度」という。)以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金および中間前払金の支払を請求することはできない。

2 前項の場合において、契約会計年度については前払金および中間前払金を支払わない旨が設計書に定められているときは、前項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度について前払金および中間前払金の支払を請求することができない。

3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときは、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、契約会計年度に、翌会計年度に支払うべき前払金相当額および中間前払金相当額(円以内)を含めて前払金および中間前払金の支払を請求することができる。

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときは、第1項の規定による読替え後の第34条第1項の規定にかかわらず、乙は、当該請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金および中間前払金の支払を請求することができない。

5 前項に規定する場合において、乙は、甲に代わり保証事業会社に前項の請負代金相当額が同項の出来高予定額に達するまで前払金および中間前払金の保証期限を延長することを求め、その旨を通知するものとする。

(債務負担行為に係る契約の部分払の特則)

第41条 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、乙は、当該会計年度の当初に、当該超えた額(以下「出来高超過額」という。)について部分払を請求することができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、乙は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払を請求することはできない。

2 前条第1項、第3項または第4項の規定により、前払金の支払を受けている場合の部分払金の額については、第37条第6項および第8項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 ≤ 請負代金相当額 × 9 / 10 - (前会計年度までの支払金額 + 当該会計年度の部分払の額) - {請負代金相当額 - (前会計年度までの出来高予定額 + 出来高超過額)} × (当該会計年度前払金額 + 当該会計年度の中間前払金) / 当該会計年度の出来高

予定額

3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

年度	回
年度	回
年度	回

(第三者による代理受領)

第42条 乙は、甲の承諾を得て、請負代金の全部または一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

2 甲は、前項の規定により乙が第三者を代理人とした場合において、乙の提出する支払請求書に当該第三者が乙の代理人である旨明記されているときは、当該第三者に対して第32条(第38条第1項において準用する場合も含む。)または第37条の規定に基づく支払をしなければならない。

(前払金等の不払に対する乙の工事中止)

第43条 乙は、甲が第34条、第37条または第38条第1項において準用する第32条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部または一部の施工を中止することができる。この場合において、乙は、その理由を明示して、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定により乙が工事の施工を中止した場合において、必要があると認めるときは工期または請負代金額を変更し、乙が工事の再開に備え工事現場を維持し、もしくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の中止に伴う増加費用を必要とし、または乙に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合の担保)

第44条 甲は、工事目的物に契約不適合があるときは、乙に対して、相当の期間を定めて当該契約不適合の修補を請求し、または修補に代え、もしくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、契約不適合が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、修補を請求することができない。

2 前項の規定による契約不適合の修補または損害賠償の請求は、第31条第4項または第5項(第38条第1項においてこれらの規定を準用する場合も含む。)の規定による引渡しを受けた日から2年(簡易舗装、樹木、木造またはこれに準ずる建物および附帯施設の場合にあっては1年)以内に行わなければならない。ただし、その契約不適合が乙の故意または重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。

3 甲は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、

その旨を直ちに乙に通知しなければ、当該契約不適合の修補または損害賠償の請求をすることはできない。ただし、乙がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。

4 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第87条第1項に定める住宅を新築する建設工事の請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令(平成12年政令第64号)第6条第1項および第2項に定める部分の(構造耐力または雨水の侵入に影響のないものを除く。)について補修または損害賠償の請求を行うことのできる期間は、10年とする。

5 甲は、工事目的物が第1項の契約不適合により滅失し、またはき損したときは、第2項に定める期間内で、かつ、その滅失またはき損の日から6月以内に第1項に規定する請求に係る権利を行使しなければならない。

6 第1項の規定は、工事目的物の契約不適合が支給材料の性質または甲もしくは監督職員の指示により生じたものであるときは、適用しない。ただし、乙が当該材料または指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
(履行遅滞の場合における損害金等)

第45条 乙の責めに帰すべき理由により工期内に工事を完成することができない場合において、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、請負代金額から指定部分として引渡しを受けた部分に係る請負代額を控除した額につき、遅延日数に応じ、法定率を乗じて計算した額とする。

3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条第1項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、当該支払の遅れた額につき、遅延日数に応じ、法定率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第46条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日が過ぎても工事に着手しないとき。

(2) その責めに帰すべき事由により工期内に工事が完成しないとき、または工期経過後相当の期間内に工事を完成させる見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 第10条第1項第2号に掲げる者を配置しなかったとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認め

られるとき。

(5) 第48条第1項の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。

(6) 乙（乙が共同企業体であるときはその構成員のいずれかの者。以下この号について同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合には役員またはその支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、便宜を供与し、その他直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当会社と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当するものを下請契約、資材または原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が当該契約を解除しなかったとき。

第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会から乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令が行われない場合にあつては、独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員またはその使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条または独占禁止法89条第1項もしくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第47条 甲は、工事が完成するまでの間は、第46条および前条の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 甲は、前項の規定により契約を解除したことにより乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約が解除された場合等の違約金）

第47条の2 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第46条または第46条の2の規定によりこの契約が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、または乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があつた場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があつた場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合（第46条第6号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。）において、第4条の規定により契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

（乙の解除権）

第48条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため、請負代金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第20条第1項または第2項の規定による工事の施工の中止の期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるとときは6月）を超えたとき。ただし、当該中止が工事の一部のみの場合は、その中止した一部を除いた部分の工事が完了した後3月を経過しても、なお当該中止が解除されないとき。

- (3) 甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。
(解除に伴う措置)
- 第49条 甲は、契約が解除された場合においては、工事の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分および部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた部分に係る請負代金を乙に支払わなければならない。この場合において、甲は、必要があると認められるときは、その理由を乙に通知して、当該出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査または復旧に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 第1項の場合において、第34条(第40条第1項において準用する場合を含む。)の規定による前払金または中間前払金があったときは、当該前払金または中間前払金の額(第37条および第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金または中間前払金の額を控除した額)を、第50条第1項の規定により受注者が賠償金を支払わなければならない場合にあっては当該賠償金の額を、それぞれ第1項の出来形部分に係る請負代金額から控除する。この場合において、当該前払金または中間前払金の額になお余剰があるときは、乙は、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときにあってはその余剰額に前払金または中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ法定率を乗じて計算した額の利息を付した額を、契約の解除が第47条第1項または前条第1項の規定によるときにあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。
- 4 乙は、契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第1項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、甲に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が、乙の故意もしくは過失により滅失し、もしくはき損したとき、または当該出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、甲の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 乙は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を甲に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が乙の故意または過失により滅失し、またはき損したときは、甲の指定する期間内に代品を納め、もしくは原状に復し

- て返還し、または返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙は、契約が解除された場合において、工事用地等に乙が所有または管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、甲に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、乙が正当な理由なく、相当の期間内に前項の物件を撤去せず、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、または工事用地等の修復もしくは取片付けを行うことができる。この場合において、乙は、甲の処分または修復もしくは取片付けについて異議を申し出ることができず、甲の処分または修復もしくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第4項前段および第5項前段の規定による乙のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第46条、第46条の2または第47条の2第2項の規定によるときは甲が定め、第47条第1項の規定によるときは甲が乙の意見を聴いて定め、前条第1項の規定によるときは乙が甲の意見を聴いて定める。
- 9 第4項後段、第5項後段および第6項の規定による乙のとるべき措置の期限、方法等については、甲が乙の意見を聴いて定める。
(賠償の予約)
- 第50条 乙は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、又は当該契約による工事が完成した場合であっても、賠償金として、この契約による請負代金額の10分の1に相当する額を、甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- (1) 第46条の2各号のうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づき規定された不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要であると認めるとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して賠償金の支払を請求することができる。この場合において、当該構成員であった者は、共同連帯して前2項の額を甲に支払わなければならない。

(火災保険等)

第51条 乙は、工事目的物、工事材料等（支給材料を含む。以下この条において同じ。）に設計図書に定めるところにより、火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）を付さなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に基づき保険契約を締結したときは、当該保険証券（これに代わるものを含む。）を直ちに甲に提示しなければならない。
- 3 乙は、工事目的物、工事材料等に第1項の規定による保険以外の保険を付したときは、直ちにその旨を甲に通知しなければならない。

(あっせんまたは調停)

第52条 この約款の各条項において甲乙協議して定めることとされるものにつき協議が整わなかったときに甲が定めたものに乙が不服がある場合その他この契約に関して甲乙間に紛争を生じた場合には、甲および乙は、建設業法第25条第3項の規定に基づく福井県建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあっせんまたは調停によりその解決を図るものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者もしくは監理技術者または専門技術者その他乙が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工または管理に関する紛争および監督職員の職務の執行に関する紛争については、第12条第3項の規定により乙が決定を行った後もしくは同条第5項の規定により甲が決定を行った後、または甲もしくは乙が決定を行わずに同条第3項もしくは第5項の期間が経過した後でなければ、甲および乙は、前項のあっせんまたは調停を請求することができない。

(仲裁)

第53条 甲および乙は、その一方または双方が前条第1項の審査会のあっせんまたは調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その判断に服する。

(補則)

第54条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。